自治基本条例に規定する自治のあり方の検証に係る答申書（案）

９月１４日版

平成２７年９月

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

平成２７年９月　　日

白岡市長　小　島　　卓　様

白岡市参画と協働のまちづくり審議会
会　長　　内　山　欣　春

自治基本条例に規定する自治のあり方の検証について（答申）

自治基本条例（平成２３年白岡町条例第６号）第２０条及び白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例（平成２６年白岡市条例第２５号）第２条第１号の規定に基づき自治基本条例に規定する自治のあり方について、別添のとおり答申します。

目　　次

１　はじめに 1
２　自治基本条例の検証の経過 2
３　検証の結果 3
⑴　自治基本条例 3
⑵　市民参画条例 4
⑶　住民投票条例 5
４　今後の課題 6
⑴　検証の方法 6
⑵　参画と協働のまちづくりの推進を図るための体制 6
⑶　市民への周知 6

参 考 資 料

●白岡市参画と協働のまちづくり審議会委員名簿 7
●白岡市参画と協働のまちづくり審議会開催概要 8
●白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例 9

１　はじめに

平成２３年１０月１日に施行された白岡市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）では、時代や社会情勢に適合した内容となっているか定期的に検証する~~必要があります。~~　ため、

~~このため、市議会議員や市長の任期である４年を考慮し、~~　第２０条で４年を超えない期間ごとに~~自治基本条例で規定する~~自治のあり方を検証するとされている~~るもので~~　ます。

また、~~検証に当たっては、自治基本条例第２０~~　同条において「市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。」とされて~~おり~~　いることから、平成２７年度に、公募委員２名を含む計１０名で構成される「白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）」が設置され、~~ました~~　平成２７年６月２９日の市長からの諮問を受けて、審議・検証を行いました。

~~審議会は、公募委員２名を含む計１０名で構成されています。~~

自治基本条例施行後における初めての検証~~は~~　であることと、限られた短い期間での作業とな~~りましたが、~~　ったため、市民・議会・行政の細部にわたっての審議はできませんでしたが、~~平成２７年６月２９日の市長の~~諮問から計６回の審議会を開催し、~~検証を進めてきました~~　各委員からの意見を集約して本答申書を取りまとめました。

~~本答申書は、各委員からの意見を集約し、審議会として取りまとめたものです。~~

本答申で、一つの区切りとなりますが、自治基本条例の理念を具現化するためには、市民主体の自治をさらに推進していくことが必要です。

審議会では、今後、本答申書を踏まえながら、自治のあり方を定期的に検証するとともに、参画と協働のまちづくりを推進するための審議を行ってまいります。

平成２７年９月　　日

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

２　自治基本条例の検証の経過

~~少子高齢化の進行に伴い、子育てや介護の問題、災害時の対応、環境問題など様々な地域課題が生じており、市民ニーズは多様化しています。~~

~~しかし、行政には、人員や財政面から「選択と集中」という視点で、限られた財源を有効かつ効率的に活用することが求められています。~~

~~地域課題を解決していくために、市民自らが知恵と力を出し、行政とともに協働してまちづくりを進めていくことが必要な社会情勢の中、~~平成２７年６月２９日に市長から自治基本条例の検証について、審議会に諮問されました。

~~検証に当たっては、~~はじめに自治基本条例及び関係条例の策定等に関する経緯及び自治基本条例施行後の市民参画状況を確認しました。その後に議会・行政の活動が「白岡市の最高規範」である自治基本条例の理念に適合しているか、自治基本条例の条文ごとに議会及び行政が自己検証し、審議会に報告を受けました。

審議会では、その結果を基にして、市民主体の自治が推進されているか、時代や情勢の変化に即したものとなっているかを~~検証の~~視点として検証を行いました。

なお、審議会における具体的な検証の視点は、次のとおりです。

市民主体の自治が推進されているか

①　自治基本条例に基づいた運用がなされているか

②　自治基本条例が市民のために生かされているか

③　自治基本条例の規定が市民に浸透しているか

時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか

④　社会状況等に合っているか

⑤　条文自体について、文言を改正する必要があるか

3　検証の結果

・市民主体の自治が推進されているかについて

現段階では、自治基本条例の理念や参画手続などについての市民の認知度は高いとは言えず、市民主体の自治が十分になされているわけではありません。市民・議会・行政のそれぞれが、参画と協働についての取組をさらに進め、自治基本条例の理念の具現化につなげていくことが必要と考えます。

・時代や社会情勢の変化に即したものとなっているかについて

自治基本条例の関係条例や市民参画条例関係の諸制度は、昨年度に整ったところであり、その施行・運用開始から間もないため、時代や社会情勢の変化は認められず、条文を改正する必要性はないと考えます。

なお、各条文に関する審議会の意見は次のとおりです。

⑴　自治基本条例

~~概ね自治基本条例に基づいた運用がなされていますが、次の事項に留意するよう求めます。~~

●第５条「市民の責務」

市民は、まちづくりに参画する権利を有していますが、その権利を行使していかなければ自治基本条例の理念は実現されません。市民自身が意識的にまちづくりに関わっていく必要があ~~ると考え~~　ります。

●第８条「行政の責務」

市民のニーズ把握の手法については、不特定多数を無作為で抽出して実施するアンケートが有効であると考えます~~ので、活用することを期待します~~。

また、透明で開かれた市民主体の行政運営のためには、行政評価を客観的に実施し、その結果を時機に応じて市民に公開していく必要があ~~ると考え~~　ります。

●第１０条「職員の責務」

市役所内部において、~~印象としては~~参画と協働についての職員の意識が十分で~~はないという意見がありました~~　あるとは言えません。市役所職員~~全体~~に自治基本条例や参画と協働についての意識を高めるため、研修~~等~~と実践が必要で~~あると考えます~~す。

●第１６条「地域活動及び地域自治組織」

本条では、「議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。」と規定しています。

地域自治組織には、自治会以外にもボランティア団体やＮＰＯなど、さまざまな団体があります。こうした団体あるいはその活動が地域全体に広がるよう支援し、~~育てていく~~　連携することが必要で~~あると考えます~~。

●第１９条「住民投票」

住民投票では、住民の発議権のみが強く意識されているようです。市長、議会、住民の三者に発議権があるので、市長、議会においても発議権があることを再認識して、白岡市住民投票条例第２条に基づく市政の重要事項に関しては、市民に意見を求めて~~ほしいとの意見がありました~~　いく必要があります。

●第２０条「検証」

~~今回の検証作業において、~~自治基本条例の具現化についての進行計画が~~あれば検証しやすかったのではないかという意見がありました~~　必要であり、この計画があれば市民の誰もが検証しやすくなります。次回の検証に当たっては、この計画を作ること~~を提案します~~　が必要です。

●総合振興計画について

~~現在は、総合振興計画の策定が地方自治法で義務付けられているわけではありません。~~

本市では、「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」で総合振興計画を定めることになっていますが、自治基本条例の中でも~~義務付けの~~規定が必要ではないかと~~いう意見がありました~~　考えます。

⑵　市民参画条例

●第３条「市民参画のための手続の対象事項」

本条では、「市民参画のための手続のうち、１以上の手続を実施しなければならない。」と定めていますが、現状では１つであることが多いようです。２あるいは３以上の手続をしていくことにより市民参画が促進されるので、実施する~~手続を増やしてほしいとの意見がありました~~　工夫が必要であると考えます。

●第５条「参画と協働のまちづくり市民提案制度」

市民提案制度を有効に運用するには、市役所職員~~全体~~の参画と協働に対する理解が必要ですので、~~定例的に~~　必要に応じて職員研修を実施~~するなど~~　し、市民に対して啓発に努めるよう求めます。

●第８条「市民登録制度」

今後、登録者を増やしていくためには、事前に参画と協働に関する講座や研修を実施するなど、行政からの市民に対する働きかけが必要であると考えます。

●~~その他~~　参画と協働に関するパンフレットについて

市民参画条例や関連制度の周知~~に当たっては~~　を図るため、条例に記載されていない~~地方自治法に規定されている~~　各法令を含めて~~住民の直接請求の各制度についても、~~住民の権利~~として併せて~~　を周知していくためのパンフレットなどが必要~~があると考えま~~　です。

⑶　住民投票条例

●第４条「投票資格者」

今後、選挙権年齢が１８歳に引き下げられることに伴い、住民投票の資格者も変更となります。

新たに選挙権を有することになる人たちに対しては、１８歳以上の人がまちづくりに責任を持って関わっていくことが必要であることを併せて周知すること~~を希望しま~~　が必要です。

4　今後の課題

⑴　検証の方法

今回の検証は、議会及び行政が自己検証した結果に基づき、検証の視点から委員が意見を述べる形式により実施しました。

しかし、「市民」については、期間的な制約から自治基本条例の理念の浸透度などを確認することができませんでした。

~~4年~~　今後の検証の際には、市民・議会・行政のそれぞれの視点から十分な検証が行えるよう、十分な期間を確保するとともに検証の方法を事前に定めるなど計画的に実施すること~~を希望しま~~　が必要です。

⑵　参画と協働のまちづくりの推進を図るための体制

自治基本条例の趣旨に沿った運用を図っていくには、議会・行政が参画と協働について理解を深めることが必要です。

また、市民においても参画と協働のまちづくりについて、責務を果たしていくことが求められています。

議会・行政で参画と協働に関する研究、研修などを実施していくことなどの対策を行うとともに、本審議会において、参画と協働のまちづくりの推進について継続して審議していくことが必要で~~あると考えま~~す。

⑶　市民への周知

行政~~そ~~は、自治基本条例の制定後、自治基本条例の理念や参画手続などを広報紙やホームページに掲載することなどにより、周知活動を行っていますが、市民の認知度は~~低いように感じられます~~高いとは言えません。

自治基本条例の理念や参画手続などが広く市民に認知されるよう、参画と協働に関するホームページを分かりやすく改めるなど、更なる工夫を凝らして、周知に努めていく必要があります。

参 考 資 料

●白岡市参画と協働のまちづくり審議会委員名簿

（順不同・敬称略）

	氏名	所属団体等	備考
1	わたなべ　いさお 渡部　勲	公募	１号委員
2	かんだ　よしあき 神田　芳晃	公募	１号委員
3	しまづ　てつお 嶋津　哲夫	白岡市ボランティア連絡会監事	２号委員
4	いがらし　たいこ 五十嵐　泰子	白岡市母子愛育会会長	２号委員
5	ひがしかわ　いさお 東川　勲	白岡市商工会青年部部長	２号委員〔副会長〕
6	みなみ　のりお 南　宣男	町ぐるみん白岡副会長	２号委員
7	はせがわ　ひろし 長谷川　博	白岡老人クラブ連合会会長	２号委員
8	うちやま　よしはる 内山　欣春	元自治基本条例をつくる会会長	３号委員〔会長〕
9	ゆみき　かずこ 弓木　和子	がん患者会すみれ代表	３号委員
10	いけざわ　てるえ 池澤　照江	コールしらおか	３号委員

●白岡市参画と協働のまちづくり審議会開催概要

第１回 平成２７年 ６月２９日(月)	1　委嘱書の交付について 2　会長及び副会長の選出について 3　諮問書について 4　これまでの経緯・関係条例等について 5　各委員からの意見について 6　今後のスケジュールについて
第２回 平成２７年 ７月１３日(月)	1　これまでの経緯・関係条例等について 2　平成２３年度～平成２６年度市民参画状況について 3　検証の視点（案）について
第３回 平成２７年 ７月３１日(金)	1　行政に係る自治のあり方の検証について
第４回 平成２７年 ８月１７日(月)	1　行政に係る自治のあり方の検証について 2　議会に係る自治のあり方の検証について 3　市民に係る自治のあり方の検証について
第５回 平成２７年 ９月４日(金)	1　答申書（案）について
第６回 平成２７年 ９月２８日(月)	1　答申書について

●白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例

平成２６年１２月２６日
条例第２５号

（設置）

第１条　白岡市自治基本条例（平成２３年白岡町条例第６号。以下「条例」という。）に基づき、市政における市民の参画と協働のまちづくりを推進するため、白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　条例第２０条の規定による検証に関すること。

⑵　市政における参画と協働のまちづくりの推進に関すること。

⑶　市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　公募に応じた者

⑵　知識経験を有する者

⑶　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以下略

自治基本条例に規定する自治のあり方の検証に係る答申書

策　　定　　白岡市参画と協働のまちづくり審議会
事 務 局　　白岡市市民生活部地域振興課
０４８０－９２－１１１１　内線３８２
策定年月　　平成２７年９月